

広島県告示第六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ピースフル	広島市南区翠二丁目二番八号	あいだ訪問介護サービス	広島市安佐南区相田五丁目五番九―八号	介護予防訪問介護	平成二十二年二月五日
医療法人長久堂野村病院	広島市安佐北区可部南四丁目一七番三〇号	デイサービスのむら	広島市安佐北区可部南四丁目一七番一六号	介護予防通所介護	平成二十二年二月一七日
深川医療器株式会社	広島市西区商工センター四丁目一五番一七号	深川医療器株式会社ライフケア東広島	東広島市西条町土与丸四四二番地一	介護予防福祉用具貸与	平成二十二年二月二九日
深川医療器株式会社	広島市西区商工センター四丁目一五番一七号	深川医療器株式会社ライフケア東広島	東広島市西条町土与丸四四二番地一	特定介護予防福祉用具販売	平成二十二年二月二九日
特定非営利活動法人ころの	広島市西区井口三丁目四―一番六一九号	ロング介護支援事業所	広島市佐伯区三宅一丁目四―三二―二〇四	介護予防訪問介護	平成二十二年二月三十一日